

まも
みんなで守ろう！！

じ　しゃ
自てん車にのるときのやくそく



四日市市教育委員会

どんなやくそくがあるの？ どうしてやくそくがあるの？

① ヘルメットは正しくかぶる



どうして？

ヘルメットは、ころんだり、ぶつかったりした時に、頭を守ってくれます。あごひもをしっかりしめて、ぬげないようにかぶりましょう。

② 歩道は歩く人がゆう先
歩いている人に道をゆずる



どうして？

歩道は歩く人のための道です。歩いている人とのじこをふせぐために、ゆっくり走ったり、自てん車をおりて、おして歩いたりしましょう。

③ 二人のりをしたり

ならんで走ったりしない



どうして？

二人のりをすると、バランスをくずしてころんだり、止まらずにじこにあったりします。ならんで走るのも、おしゃべりにむちゅうになってしまいとても危険です。

④ 夜は必ずライトをつける



どうして？

自てん車のライトは、前を明るくてらすだけでなく、歩いている人や自動車のドライバーに「ここにいるよ」と知らせるやくわりがあります。

⑤ 信号をまもって、安全かくにん



どうして？

信号をまもらないと大きなじこにつながるよ。また、こうさ点は、じこがおきるきけんがとくに高いばしょです。合言葉は、「とまる・見る・まつ」だよ。

⑥ 道ろは左がわを走る



どうして？

自てん車は、車のなかま。車とおなじように、左がわを走りましょう。

もう少し
くわしく知ろう

じ　　しゃ　　る　　ー　　る 自てん車のルール

自てん車にのる時には、ほかにいろいろなルールがあるよ。おぼえよう



かさをさしたり、イヤホンをしたりしながら
自てん車を運てんしてはいけないよ。

かさをさしながら運てんすると、バランスが悪くなったり、周りが見えにくくなったりして、とても危険です。また、イヤホンやヘッドホンをして運てんすると、周りの音が聞こえなくなってしまう、これも大変危険です。



自てん車にのる前にかくにんしよう！

ぶ…ブレーキはちゃんととききますか？
た…タイヤに空気が入っていますか？
は…反しゃざいやライトは

こわれていませんか？

しゃ…車体やハンドルは

ガタガタしませんか？

べる…ベルはちゃんとなりますか？

あいことばは「ぶ・た・は・しゃ・べ・る」

知ってる？自てん車レーン



自てん車レーンとは、自どう車と自てん車、自てん車と歩く人をわけることで、それぞれ安全にとおれるようにくふうされているレーンです。道の左がわをやじるしのむきにすすみます。やじるしのむきとはなたいに走ることはできません。みんながすんでいる四日市市にもありますよ。見つけてみよう。



ほごしゃ 保護者のみなさまへ

お子さまの成長に伴い、行動範囲も広がります。ご家族で、ご自宅周辺の地図などを見ながら、見通しの悪い場所、車通りの多い場所などの危険箇所を確認し、交通安全について話し合ってください。また、三重県では令和3年10月1日より自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されます。詳しくは三重県ホームページでご確認ください。

三重県警察から、お子さまを交通事故から守るため、交通安全について学べる動画が配信されています。お子さまと一緒にご覧ください。

Youtube 三重県警察公式チャンネル

① 「絶対にマネしてはいけない自転車の乗り方」

② 「自転車の交通安全教室」

③ 「横断歩道の正しい渡り方」



自転車^{じてんしゃ}の通行場所^{つうこうばしょ}のルール^{おほ}を覚えておこう！！

四日市市教育委員会

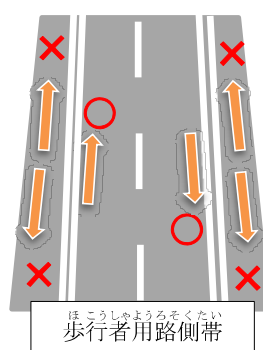
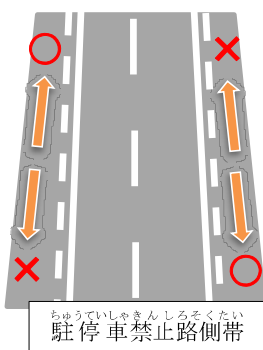
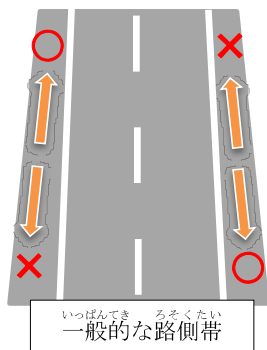
みなさん、正しい^{ただ じてんしゃ の かんし}自転車の乗り方^{のりかた}を知っていますか。
自転車^{じてんしゃ}は練習^{れんしゅう}をすれば、運転免許^{うんてんめんきょ}が無くても乗れるとても便利な乗り物^{べんり の もの}です。
しかし、ルール^{まも}を守らないと歩行者^{ほこうしゃ}や自動車^{じどうしゃ}のドライバー^{めいわく}に迷惑^{めいわく}をかけたり、
スピード^だを出しすぎて大きな事故^{おお じこ}につながったりします。
自転車^{じてんしゃ}に乗車^{じようしゃ}する際には様々なルール^{さまさま}があります。
通行場所^{つうこうばしょ}のルール^{かくにん}を確認^{かくにん}してみましょう。



歩道^{ほどう}と車道^{しゃどう}の区別^{くべつ}がない道路^{どうろ}を自転車^{じてんしゃ}で通行^{つうこう}する場合^{ばあい}

○歩道^{ほどう}と車道^{しゃどう}の区別^{くべつ}がない道路^{どうろ}では、自転車^{じてんしゃ}は道路^{どうろ}の左側^{ひだりがわ}通行^{つうこう}をしなければなりません。

○自転車^{じてんしゃ}は、著^{いちじる}しく歩行者^{ほこうしゃ}の通行^{つうこう}を妨^{さまた}げることとなる場合^{ばあい}を除^{のぞ}き、道路^{どうろ}左側^{ひだりがわ}部分^{ぶぶん}に設^{もう}けられた路側帯^{ろそくたい}を通行^{つうこう}することができます。(歩行者^{ほこうしゃ}用^{よう}路側帯^{ろそくたい}は、自転車^{じてんしゃ}通行^{つうこう}不可^{ふか})



※ただし、路側帯^{ろそくたい}を通行^{つうこう}する場合は、歩行者^{ほこうしゃ}の通行^{つうこう}を妨^{さまた}げないような速度^{そくど}と方法^{ほうほう}で通行^{つうこう}しなければなりません。

歩道^{ほどう}の通行方法^{つうこうほうほう}

- 自転車^{じてんしゃ}は、次の場合^{きぎ}に限^{かぎ}って歩道^{ほどう}を通行^{つうこう}することができます。
- ① 自転車^{じてんしゃ}および歩行者^{ほこうしゃ}専用^{せんよう}の標識^{ひょうしき}等^{とう}により、通行^{つうこう}できるとされているとき
 - ② 児童^{じどう} (6歳^{さい}以上13歳^{さい}未満^{みまん})、幼児^{ようじ}、70歳^{さい}以上の者^{もの}または車道^{しゃどう}通行^{つうこう}に支障^{ししょう}をきたす身体^{からだ}が不自由^{ふじゆう}な方^{かた}
 - ③ 道路工事^{どうろこうじ}等^{とう}、自転車^{じてんしゃ}の通行^{つうこう}の安全^{あんぜん}を確保^{かくほ}するため、歩道^{ほどう}を通行^{つうこう}することがやむを得^えないとき

※自転車^{じてんしゃ}通行^{つうこう}可能な歩道^{つうこうかのう}であっても、すぐ^とに止まるような速度^{そくど} (徐行^{じょこう}) で通行^{つうこう}し、歩行者^{ほこうしゃ}が立ち止まったり、避けたりしなければならなくなるようなときは一時停止^{いちじていし}しなければなりません。

自転車^{じてんしゃ}は
車^{くるま}と同じ
左側^{ひだりがわ}



歩道^{ほどう}通行^{つうこう}可^かの標識^{ひょうしき}



知ってる？自転車レーン



「自転車レーン」とは

○車道において自転車が行き止まりの位置を示した路面標示です。

どうしてあるの？

自動車と自転車、自転車と歩行者を分離することで、それぞれの安全を確保する目的で設置されています。

どうやって通行するの？

矢羽根マークや帯状の表示に沿って、車道の左側を走行します。
矢印の向きに進行してください。逆走はできません。



自転車安全利用五則

- ① 自転車は、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



保護者のみなさまへ

三重県では令和3年10月1日より自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されています。詳しくは三重県ホームページでご確認ください。また、三重県警察から、お子さまを交通事故から守るため、交通安全について学べる動画が配信されています。お子さまと一緒にご覧ください。

YouTube 三重県警察公式チャンネル

- ① 「絶対にマネしてはいけない自転車の乗り方」
- ② 「自転車の交通安全教室」
- ③ 「横断歩道の正しい渡り方」



自転車に乗る時は、 必ずヘルメットの着用を!



三つの約束

- ・ ヘルメットをかぶります。
- ・ 交差点では止まって安全確認をします。
- ・ 飛び出しは絶対しません。

自転車事故で亡くなられた方の半数以上は 頭部の損傷

によるものです。

ヘルメットの着用は、着用していない時と比べると命が約3倍守れると言われています。

自分の命を守るため、必ずヘルメットをかぶりましょう。

令和5年4月1日から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化となります。

～ヘルメット 命を守る 宝物～

四日市南警察署、四日市北警察署、四日市西警察署